六　前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

（略）	（略）
六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	（略）
六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール、その塩類及びこれらを含有する物	一　学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） 二　大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の四第一項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者による大麻草の加工の用途
（略）	（略）

七　（略）

附　則

この省令は、令和八年六月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十五号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第四十七条の規定に基づき、日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（国庫納付金の帰属する会計） **第九条**　国庫納付金は、年金特別会計業務勘定（法第二十七条第二項第四号に掲げる業務及び第五号ホに掲げる事務（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第五条の二第一項の規定による事務に係るものに限る。）に係る国庫納付金にあっては、一般会計）に帰属する。	（国庫納付金の帰属する会計） **第九条**　国庫納付金は、年金特別会計業務勘定（法第二十七条第二項第四号に掲げる業務に係る国庫納付金にあっては、一般会計）に帰属する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

六　前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

（略）	（略）
六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

七　（略）